

定めようとする命令等の題名

- 試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈及び使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正

根拠法令等

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 27 条第 3 項第 3 号等

行政手続法に基づく手続であるか否か

行政手続法に基づく手続（第 39 条第 4 項該当による結果の公示等）

問合わせ先（所管府省・部局名等）

原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
電話番号：03-5114-2118（直通）

命令等の公布日

2019 年 9 月 2 日

結果の公示日

2019 年 9 月 2 日

**行政手続法第 39 条第 4 項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しない
で命令等を定めた場合にはその旨及び理由**

本件は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則（令和元年原子力規制委員会規則第 3 号）の施行に伴い、用語の整理等の技術的な改正を行うものであり、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に基づく行政手続法施行令（平成 6 年政令第 265 号）第 4 条第 2 項各号に定める事項に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。